

## 民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案要綱

### 第一 趣旨

この法律は、民間海外援助事業の推進のための国の所有に属する物品の譲与等に関し必要な事項を定めるものとする。 ( 第一条関係 )

### 第二 国の所有に属する物品の譲与

1 各省各庁の長は、その事務又は事業の用に供していた物品につき、民間海外援助団体からその譲与を求める旨の申出があった場合において、開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するものと認めるときは、当該物品を譲与することができる。ただし、当該譲与が、宗教上の団体又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、行われることとなる場合は、この限りでない。  
( 第二条第一項関係 )

2 物品を譲与しようとする場合には、各省各庁の長は大蔵大臣に協議するものとする。 ( 第二条第二項関係 )

### 第三 民間海外援助団体の報告義務

物品の譲与を受けた民間海外援助団体は、当該物品に係る民間海外援助事業の実施に関し、各省各庁の長に対し報告しなければならないこと。（第三条関係）

#### 第四 地方公共団体の所有に属する物品の譲与

地方公共団体は、民間海外援助事業の推進のため、その事務又は事業の用に供していた物品の民間海外援助団体に対する譲与に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。こと。（第四条関係）

#### 第五 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。（附則関係）